

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書（以下単に「特例申告書」という。）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書（以下単に「特例申告書」という。）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号口 又は に掲げる貨物（以下この号において「非原産国經由貨物」という。）について同項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物が非原産国經由貨物である旨（当該特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>九 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書、運賃明細書、保険料明</p>	<p>関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）</p> <p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 同 上</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の八まで）（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号から第十号までにおいて同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八 特例申告貨物であつて第六十一条第一項第二号口 若しくは、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは に掲げる貨物（以下この号において「非原産国經由貨物」という。）について同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合には、当該特例申告貨物が非原産国經由貨物である旨（当該特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>九 特例申告貨物の課税価格の計算につき定率法第四条第一項（課税価格の決定の原則）の規定の適用を受ける場合（第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入</p>

細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。
（ 以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十及び十一（省 略）

2～5（省 略）

（特例申告貨物について適用しない規定）

第四条の四 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

一及び二（省 略）

三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この号並びに第六十一条第一項第二号及び第四項において「メキシコ協定」という。）（第五条一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）

四及び五（省 略）

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二（省 略）

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三（省 略）

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。）の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算方法）の規定に

書、運賃明細書、保険料明細書及び包装明細書により課税価格の計算の基礎が明らかである場合に限る。） 以外の場合にあつては、課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項

十及び十一 同 上

2～5 同 上

（特例申告貨物について適用しない規定）

第四条の四 法第七条の二第五項（申告の特例）に規定する政令で定める規定は、次に掲げるものとする。

一及び二 同 上

三 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（以下この号並びに第六十一条第一項第三号及び第五項において「メキシコ協定」という。）（第五条一（メキシコ協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品でその譲許の便益の適用を受けるものに係る場合に限る。）

四及び五 同 上

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 同 上

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～三 同 上

四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号から第四号までの便益を除く。）の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで（課税価格の計算

準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。)の総額が十万円以下の場合及び許可済特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。)

五 第六十一条第一項第二号イに規定する締約国原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る同号)の便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が許可済特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。

六 第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号)の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七、十 (省略)

三、七 (省略)

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

方法)の規定に準じて算出した価格。次号及び第六号において同じ。)の総額が十万円以下の場合及び許可済特例申告貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかである場合を除く。)

五 第六十一条第一項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第二号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書(許可済特例申告貨物に係る同項第二号から第四号までの便益の適用がある場合に限るものとし、税関長が許可済特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

六 第六十一条第一項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号)の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号)の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)、又は同項第四号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書(許可済特例申告貨物に係る同号)の便益の適用がある場合に限るものとし、許可済特例申告貨物の課税価格の総額が二十万円以下の場合を除く。)

七、十 同上

三、七 同上

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号から第四号までに定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。)を前項の申請書に添付しなければならない。

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号口 又は に該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号口に規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 (省 略)

(保税展示場に入れる外国貨物に係る承認)
第五十一条の四 (省 略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号及び第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 (省 略)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内）に、同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号口 若しくは、第三号口 若しくは 又は第四号口 若しくは に該当するものにつき同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号口に規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第三号口に規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号口に規定するマレーシア協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書の提出を要しない。

5 同 上

(保税展示場に入れる外国貨物に係る承認)
第五十一条の四 同 上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号から第四号までに定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 同 上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号に定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。(を前項の申請書に添付しなければならない。)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ又はに該当するものにつき同号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同号ロに規定する運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第八項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該運送要件証明書の提出を要しない。

5 (省略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書(第六十一条第一項に規定する書類(同項第二号から第四号までに定める書類を除く。))が必要とされる場合には、当該書類を含む。(を前項の申請書に添付しなければならない。)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際(税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相当と認められる期間内)に、同項第二号イに規定するシンガポール協定原産地証明書、同項第三号イに規定するメキシコ協定原産地証明書又は同項第四号イに規定するマレーシア協定原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第六項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書又はマレーシア協定原産地証明書の提出を要しない。

4 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物であつて第六十一条第一項第二号ロ若しくは、第三号ロ若しくは又は第四号ロ若しくはに該当するものにつき同項第二号から第四号までの便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際に、同項第二号ロに規定するシンガポール協定運送要件証明書、同項第三号ロに規定するメキシコ協定運送要件証明書又は同項第四号ロに規定するマレーシア協定運送要件証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第九項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書の提出を要しない。

5 同上

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第四項において「シンガポール協定」という。)、メキシコ協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(同項において「マレーシア協定」という。)(又は戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(同項において「チリ協定」という。))をいう。以下この号において同じ。)(における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の我が国以外の締約国(以下この号及び第四項において「締約国」という。)(の原産品とされるもの(ロにおいて「締約国原産品」という。)(であることを証明した原産地証明書(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。))

ロ 当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、その原産地である締約国から当

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益(次号及び第三号の便益を除く。)を適用する場合 当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)の総額が十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その他の書類によりその原産地が明らかでない貨物に係るものを除く。)

二 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(以下この号及び第四項において「シンガポール協定」という。)(における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物がシンガポール協定第三章の規定に基づきシンガポールの原産品とされるもの(ロにおいて「シンガポール原産品」という。)(であることを証明した原産地証明書(税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「シンガポール協定原産地証明書」という。))

ロ 当該貨物がシンガポール原産品であつて、かつ、シンガポールからシンガ

該締約国以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由し
ないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送
品」という。）以外のものである場合に於ては、当該貨物が次のいずれか
に該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入
港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若
しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する
官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の
総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。第七項及び第八項において「
運送要件証明書」という。）

当該締約国から非原産国を經由して本邦へ向けて運送される貨物で、当
該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産
国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督
下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

当該締約国から非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該
非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関
の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物
を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨
物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物
に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

ポール以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を經由しな
いで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品
」という。）以外のものである場合に於ては、当該貨物が次のいずれかに
該当するものであることを証する書類として、シンガポールから本邦の輸入
港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若
しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する
官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の
総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「シンガ
ポール協定運送要件証明書」という。）

シンガポールから非原産国を經由して本邦へ向けて運送される貨物で、
当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原
産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監
督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

シンガポールから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当
該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税
関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨
物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該
貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨
物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

三
メキシコ協定における関税についての特別の規定による便益を適用する場合
次に掲げる書類

イ 当該貨物がメキシコ協定第四章の規定に基づき原産品とされるもの（口に
おいて「メキシコ協定原産品」という。）であることを証明した原産地証明
書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた
貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この
条において「メキシコ協定原産地証明書」という。）

ロ 当該貨物がメキシコ協定原産品であつて、かつ、メキシコからメキシコ以

外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）（以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、メキシコから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「メキシコ協定運送要件証明書」という。）

メキシコから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）（以外の取扱いがされなかつたもの

メキシコから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）（のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

四 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（以下この号及び第六項において「マレーシア協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物がマレーシア協定第三章の規定に基づきマレーシアの原産品とされるもの（ロにおいて「マレーシア原産品」という。）であることを証明した原産地証明書（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「マレーシア協定原産地証明書」という。）

□ 当該貨物がマレーシア原産品であつて、かつ、マレーシアからマレーシア

以外の地域（以下この号において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、マレーシアから本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この条において「マレーシア協定運送要件証明書」という。）

— マレーシアから非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

— マレーシアから非原産国における一時蔵置又は博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該貨物を送り出した者により当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は(1)に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）

2 同上

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第八項において同じ。）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

2 (省略)

3 第一項第一号の原産地証明書は、当該証明書に記載された貨物の輸入申告の日（当該貨物につき第三十六条の三第一項（第五十一条において準用する場合を含む。）又は第五十一条の十二第一項の承認の申請書を提出する場合にあつては、その提出の日。第六項において同じ。）においてその発行の日から四月以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。

4| 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物について、次の表の上欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる者の申請に基づき締約国において当該締約国原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならず。この場合において、シンガポールにおいて発給される締約国原産地証明書にあつては、その証明に係る貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内に）に発給したものでなければならず。

一 シンガポール協定	シンガポール協定附属書 B に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
二 メキシコ協定	メキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者又は当該貨物の生産者
三 マレーシア協定	マレーシア協定附属書三に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者
四 チリ協定	チリ協定附属書四に定める事項	その証明に係る貨物を締約国から送り出した者

5| 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一

4| シンガポール協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてシンガポール協定附属書 B に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をシンガポールから送り出した際（税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合には、送り出した後その事由により相当と認められる期間内）に、当該貨物を送り出した者の申請に基づきシンガポールにおいてシンガポール協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならず。

5| メキシコ協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてメキシコ協定第十条に規定する統一規則に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をメキシコから送り出した者又は当該貨物の生産者の申請に基づきメキシコにおいてメキシコ協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならず。

6| マレーシア協定原産地証明書は、その証明に係る貨物についてマレーシア協定附属書三に定める事項を記載し、かつ、当該貨物をマレーシアから送り出した者の申請に基づきマレーシアにおいてマレーシア協定原産地証明書の発給につき権限を有する機関が発給したものでなければならず。

7| シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協

<p>項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならない。</p>	<p>定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならない。</p>
<p>6 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第三項の規定による通知の日を含む。）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合には、この限りでない。</p>	<p>8 シンガポール協定原産地証明書、メキシコ協定原産地証明書及びマレーシア協定原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第三項の規定による通知の日を含む。）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合には、この限りでない。</p>
<p>7 運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。</p>	<p>9 シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書のうち、非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。</p>
<p>一～三（省略）</p> <p>8 運送要件証明書は、第二項第二号口 又は に掲げる貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。</p>	<p>一～三 同 上</p> <p>10 シンガポール協定運送要件証明書、メキシコ協定運送要件証明書又はマレーシア協定運送要件証明書は、第一項第二号口 若しくは、第三号口 若しくは又は第四号口 若しくは に掲げる貨物の輸入申告に際し、提出しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係） （経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 三（省略）</p> <p>四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指 定）</p> <p>第二十五条（省略）</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を 与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 四（省略）</p> <p>五 別表第一の第八五号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品</p> <p>イ 法第八条の二第一項第一号に掲げる物品のうち別表第一の七に掲げる物品 以外のもの</p> <p>ロ 法第八条の二第一項第二号に掲げる物品のうち別表第一の八に掲げる物品 以外のもの</p> <p>ハ 法第八条の二第一項第三号に掲げる物品</p> <p>3（省略）</p> <p>別表第一の七（第二十五条関係）</p>	<p>関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第二条関係） （経済連携協定）</p> <p>第十九条の二 法第七条の八第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 同上</p> <p>（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指 定）</p> <p>第二十五条 同上</p> <p>2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を 与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。</p> <p>一 四 同上</p> <p>3 同上</p>
<p>項名</p> <p>品目</p>	

<p>一 関税率表第 二六・三 号の二の(丁)、第 二二六・四一 号の二又は第 二二六・四九 号の二の(一)に掲げる物品</p>	<p>二 関税率表第 三 七・九九 号の二の(四)のBに掲げる物品のうち はまぐり(乾燥したものに限り。)</p>	<p>三 関税率表第 八 三・ 号の一に掲げる物品</p>	<p>四 関税率表第 九 一・二二 号又は第 九 一・二二 号に掲げる物品</p>	<p>五 関税率表第 二二二・二 号の一の(三)に掲げる物品のうち ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)</p>	<p>六 関税率表第 一五二・九 号の四の(一)に掲げる物品のうち 米油及びその分別物 関税率表第 一五二・九 号の一に掲げる物品のうち みつろう</p>	<p>七 関税率表第 一六 二・二 号の二に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの 関税率表第 一六 二・九 号の二の(ロ)又は第 一六・三 項に掲げる物品 関税率表第 一六 四・一一 号に掲げる物品のうち 気密容器入りのもの以外のもの 関税率表第 一六 四・一二 号から第 一六 四・一六 号までに掲げる物品 関税率表第 一六 四・一九 号に掲げる物品のうち うなぎ及び節類 関税率表第 一六 四・二 号の一の(一)に掲げる物品のうち にしん(クルベア属のもの)(のもの)(気密容器入りのものに限り。)</p> <p>関税率表第 一六 四・二 号の二、第 一六 四・三 号、第 一六</p>
---	--	--------------------------------	--	---	--	--

八	<p>五・一 号の二、第一六 五・二 号の一又は第一六 五・四 号の一の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の一に掲げる物品のうち いかに、帆立貝及び貝柱以外のもの</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の二の(一)に掲げる物品のうち いかに(気密容器入りのものに限る。)及びくらげ</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の二の(二)に掲げる物品</p> <p>関税率表第一六 五・九 号の二の(三)に掲げる物品のうち 軟体動物のもの(あわび及び帆立貝を除く。)以外のもの</p>
九	<p>関税率表第一八 六・一 号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第一八 六・二 号の二の(一)に掲げる物品のうち 法の別表第一一八 六・二 号の二の(一)に掲げる税率の適用を 受けるもの以外のもの</p> <p>関税率表第一八 六・三三二号の二の(二)又は第一八 六・九 号の二 の(二)のBに掲げる物品</p> <p>関税率表第一九 一・九 号の二の(一)、第一九 二・四 号、第一 九 五・一 号、第一九 五・二 号、第一九 五・四 号又は第 一九 五・九 号の三の(一)のD若しくは(二)のDに掲げる物品</p>
一	<p>関税率表第二 一・九 号の二の(五)に掲げる物品のうち しよつが</p>
二	<p>関税率表第二 一・一 号の二、第二 一・一 号の二の(一)、 第二 一・三 号又は第二 一・二 号に掲げる物品</p> <p>関税率表第二 一・六・九 号の二の(一)のEの のイに掲げる物品の うち</p> <p>各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</p> <p>関税率表第二 一・六・九 号の二の(一)のEの のハの(一)の (一)に 掲げる物品のうち</p>

	ひじぎ(ヒジキア・フスイフォルミス)
一三	関税率表第二二六・ 号の二(一)若しくは(二)のBの 又は第二二八・九号の一の(一)のAの 若しくはBの に掲げる物品

別表第一の八(第二十五条関係)

項名	品目
一	関税率表第二九 五・四四号、第二九 六・一一号、第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の一に掲げる物品
二	関税率表第三五・ 五項に掲げる物品
三	関税率表第四一・一四項に掲げる物品
四	関税率表第四三 二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三 二・一九号から第四三 二・三三 号まで、第四三 三・一 号又は第四三 三・九 号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はつさぎのもの以外のもの
五	関税率表第四四 一 一一号に掲げる物品のうち プラスチック製の裝飾積層板で表面を被覆したもの 関税率表第四四 一 一二号に掲げる物品のうち 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの以外のもの 関税率表第四四 一 一九号に掲げる物品のうち ウエファーボード(加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないものを除く。)及びプラスチック製の裝飾積層板で表面を被覆したもの 関税率表第四四 一 一九 号に掲げる物品 関税率表第四四 一 一九四号に掲げる物品のうち 密度が一立方センチメートルにつき 三・三五グラム以下のもの

七	関税率表第九四 一・九 号の一に掲げる物品
六	関税率表第四二二・一 号の二、第四四二二・九四号又は第四四二二・九九号に掲げる物品 関税率表第七四 三・一一号又は第七四 三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四 三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八％以下のものに限る。）以外のもの

改正案	現行
<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、メキシコを原産地とする別表第一第一項に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品については農林水産大臣、メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項までに掲げる物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、メキシコを原産地とする別表第二第一項から第二項まで及び第一四項に掲げる物品、マレーシアを原産地とする別表第三に掲げる物品並びにチリを原産地とする別表第五に掲げる物品については農林水産大臣、メキシコを原産地とする別表第二第一三項に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 及び 4 （省 略）</p> <p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があった場合には、メキシコを原産地とする別表第一に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第四に掲げる物品について、これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、同項の割当てを行うものとする。</p> <p>一～四 （省 略）</p> <p>6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があった場合には、メキシコを原産地とする別表第二に掲げる物品、マレーシアを原産地とする別表第三に掲げる物品及びチリを原産地とする別表第五に掲げる物品について</p>	<p>経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第三条関係）</p> <p>（割当ての方法及び基準）</p> <p>第一条 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項の割当てを受けようとする者は、別表第一第一項に掲げる物品については農林水産大臣、同表に掲げるその他の物品については経済産業大臣に申請書（以下「関税割当申請書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>2 法第八条の六第二項の割当てを受けようとする者は、別表第二第一項から第二項まで及び第一四項並びに別表第三に掲げる物品については農林水産大臣、別表第二第一三項に掲げる物品については経済産業大臣に関税割当申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 及び 4 同上</p> <p>5 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第一項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第一に掲げる物品について同表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる数量の範囲内で、次の事項を考慮して、同項の割当てを行うものとする。</p> <p>一～四 同上</p> <p>6 農林水産大臣又は経済産業大臣は、第二項の関税割当申請書の提出があった場合には、別表第二及び別表第三に掲げる物品についてこれらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量の範囲内で、第三項の証明書に基</p>

て、これらの表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれこれらの表に掲げる数量の範囲内で、第三項の証明書に基づいて、第二項の割当てを行うものとする。

7 (省略)

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、メキシコを原産地とする別表第一第二項から第五項までに掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 (省略)

別表第四(第一条関係)

品目	数		量	
	戦略的な経済上の連携に関する日 本国とチリ 共和国との 間の協定) 以下「チリ 協定」とい う。の効 力発生の日 から平成二 年三月三 日まで	平成二年 四月一日か ら平成二二 年三月三二 日まで	平成二年 四月一日か ら平成二三 年三月三一 日まで	平成三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで
関税率表第二〇〇	三、七	三、九	四、一	四、三
二・九〇号の二の	トン	トン	トン	トン
(一)に掲げる物品の で除して得				

づいて、第二項の割当てを行うものとする。

7 同上

8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一第二項から第五項までに掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

9 同上

項名	品目	数		量	うちトマトケチャ ツプその他のトマ トソースの製造に 使用するもの
		チリ協定の 効力発生の 日から平成 二〇年三月 三十一日	平成二〇年 四月一日か ら平成二一 年三月三十一 日		

別表第五(第一条関係)

三		
第 二 六	関税率表第 二六・ 二二号、第 二六・ 二二号及び 二二号及び	第二 三・二二 号の二、第 二二・二 九号の二、 第 二二六 ・四九号の 二の(二)、第 一六二・ 四二号、第 一六二・ 四二号及び 第一六二 ・四九号の 二に掲げる 物品
生の日の属	六 を十二で除 して得た数 量にチリ協 定の効力発 生の日の属	得た数量に チリ協定の 効力発生の 日の属する 月の翌月) その日が月 の初日であ るときは、 その日の属 する月)か ら平成二〇 年三月まで の月数を乗 じて得た数 量(一トン 未満の端数 があるとき は、これを 四捨五入し て得た数量)
	六三 七トン	
	六七 五トン	
	七二 二トン	
	七五 トン	

四	
関税率表第 二七・ 一四号の二 の(二)に掲げ る物品	・二九号の 二に掲げる 物品
三、五 トンを十二 で除して得 た数量にチ リ協定の効 力発生の日 の属する月 の翌月(そ の日が月の 初日である	する月の翌 月(その日 が月の初日 であるとき は、その日 の属する月)から平成 二〇年三月 までの月数 を乗じて得 た数量(一 トン未満の 端数がある ときは、こ れを四捨五 入して得た 数量)
四、 トン	
四、五 トン	
五、 トン	
五、五 トン	

